

令和4年度

第3回 山口県特定最低賃金専門部会（百貨店）

令和4年10月11日（火）10時00分から  
山口地方合同庁舎2号館2階会議室

議 題

1 金額審議について

2 その他

## 資 料

### 1 都道府県別百貨店の特定最低賃金

都道府県別百貨店, 総合スーパーの特定最低賃金

都道府県	ランク	特定最低賃金				地域別最低賃金	
		現行額	令和4年度	引上げ額	発効日	令和4年度	引上げ額
岩手	D	800	必要性なし	埋没	H30. 12. 28	854	33
富山	B	890			R3. 12. 26	908	31
石川	C	890			R3. 12. 31	891	30
福井	C	840	必要性なし	埋没	R2. 12. 24	888	30
和歌山	C	869	必要性なし		R3. 12. 30	889	30
島根	D	750		埋没	H29. 11. 22	857	33
山口	C	875			R3. 12. 15	888	31
福岡	C	897	必要性なし		R4. 1. 7	900	30
熊本	D	796	855	+59	R2. 12. 15	853	32
鹿児島	D	693		埋没	H26. 12. 26	853	32

(写)

令和4年10月11日

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

部会長 濱島 清史

山口県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月29日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致により別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

(公益代表委員)

部会長 濱島 清史

部会長代理 通山 和史

小林 友則

(労働者代表委員)

倉重 里加

下川 桂

山本 章宏

(使用者代表委員)

奥田 宏

下村 智

松重 健

山口県百貨店，総合スーパー最低賃金

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間907円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月15日

(写)

令和4年10月11日

山口労働局長

名田 裕 殿

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史

山口県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

令和4年7月29日付け山口労発基0729第3号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致により別紙のとおり結論に達したので答申する。

山口県百貨店，総合スーパー最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
山口県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的  
経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主  
要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む  
使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間907円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和4年12月15日